

学生支援緊急給付金給付事業

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』募集要項(第2次募集)

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著になっている状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する事業です。(文部科学省高等教育局)

給付金概要:https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007254_01.pdf

【注意】文部科学省より各大学に配分された推薦枠の範囲で、日本学生支援機構(JASSO)に推薦いたしますので、申請者全員が必ず支給を受けることができるものではありません。

A. 申請要件について

1. 以下の①～⑥を満たす者

(1)家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている(自宅生も可)
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない

(2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤ アルバイト収入が大幅に減少していること(▲50%以上)

(3)既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

- ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと

イ)修学支援新制度の区分Ⅰ(住民税非課税世帯)の受給者(今後申請予定の者を含む。以下同じ)

ロ)修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ(住民税非課税世帯に準ずる世帯)の受給者であって、

無利子奨学金を限度額(月額5～6万円)まで利用している者(今後利用予定の者を含む。以下同じ)

ハ)世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者

二)要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用予定の者

※留学生については⑥に代わり、日本学生支援機構の学習奨励費制度の要件等を踏まえることとする

イ)学業成績が優秀な者であること(前年度の成績評価係数が2.30以上)

ロ)出席率が8割以上であること

ハ)仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学料・授業料等は含まない。)

二)在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

B. 募集期間

2020年 7月 20日(水) 17:00 締切

※ただし、申請者が推薦枠を超えた時点で募集を締め切ることがあります。

C. 申請方法

別添資料「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】と「2. 誓約書」【様式2】について、必要事項を記入の上、申請に必要な書類と併せて、教学課本庄まで提出してください。(郵送可)

(郵送の場合の送付先)

〒617-0811 京都府長岡京市栗生西条 26 京都西山短期大学教学課(学生支援緊急給付金)

※学生証、および別添資料「手引き p.6-7 に記載された各種書類」を準備の上記入してください。

※申請に必要な書類がどうしても準備できない場合は、教学課に相談してください。

D. 審査及び推薦について

申請後、支給対象要件に該当するかどうかを審査します。ただし、大学に通知された推薦枠(上限)がありますので、支給対象要件⑥に従い、高等教育の修学支援新制度(家計急変を含む)申請済みの者を優先して推薦いたします。なお、審査を終えて日本学生支援機構に推薦した旨の連絡を、本学より申請者本人に行います。

E. 支給額

住民税非課税世帯の学生 20 万円 / 左記以外の学生 10 万円